

# 生駒市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定業務 仕様書

## 1 業務名

生駒市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定業務

## 2 目的

生駒市は、市の事務事業によって生じる様々な環境への負荷を減らすために、継続的に取組を改善し、環境行動を推進していくため、生駒市環境基本条例に基づき平成 22 年 12 月から生駒市環境マネジメントシステムを運用している。また、令和元年 11 月にはゼロカーボンシティ宣言を行い、国が表明した 2050 年カーボンニュートラルを達成するため、市域の脱炭素化に向け先駆的に取り組んでいるところである。

さらに、令和 5 年 4 月には、国から脱炭素先行地域に選定されたことに伴い、本市の事務事業に伴う環境行動についても見直しを行い「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画：令和 3 年 10 月 22 日 閣議決定）に即して、国が定める温室効果ガス（以下「GHG」という。）の削減目標の設定及び達成を目指しているところである。

以上をふまえ、生駒市環境マネジメントシステムの運用の在り方を見直し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として「生駒市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）」を策定することを目的とする。

## 3 履行場所

生駒市

## 4 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日

## 5 計画期間

令和 6 年度から令和 12 年度まで 7 年間

## 6 業務内容

事務事業編の策定に必要となる、次の業務を行うものとする。なお、本業務は、国の示す最新の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき実施すること。

### （1）背景の整理

地球温暖化問題に関する国内外の動向、本市における事務事業のこれまでの取組等、今後の方針についての整理

(2) 基本的事項の整理

事務事業編の目的、対象範囲、対象とする GHG の種類、計画期間、関連計画等との関係・整合性についての整理

(3) GHG 総排出量の状況及び課題の整理

算定範囲及び算定方法の設定並びに GHG 総排出量及び内訳の把握と分析を行い、課題を整理すること

(4) GHG 総排出量の削減目標の設定

上記(3)の状況を踏まえた削減目標の設定、目標設定の考え方の整理

※基準年度は平成 25 年度とし、令和 12 年度までの各年度の目標を設定すること

(5) 削減目標を達成するための取組検討

上記(4)を実現するために必要な取組及び取組ごとの目標の検討

(6) 進捗管理の仕組み検討

目標の達成状況・取組内容の検証・評価など進捗管理体制の検討

※生駒市環境基本条例第 24 条に基づく環境マネジメントシステムの運用を進捗管理の仕組みの一部として位置づけ、整合を図ること

(7) 計画案の作成

上記(1)～(6)の内容を基に、計画案を作成する

(8) 打ち合わせ・協議・資料作成

業務全体の進行管理・情報整理・確認等のための打ち合わせ、附属機関等に使用する説明資料の作成

## 7 成果品

成果品については、紙媒体に加え、本市が指定する電子データ（アドビ システムズ社の PDF、マイクロソフト社のワード等）を CD-R その他電子記憶媒体に保存して提出すること。

① 事務事業編（案）及び関連資料

② その他の必要となる資料

## 8 その他留意事項

(1) 受託者は、本仕様書及び本委託契約に基づき、生駒市と綿密に連絡を取り、その指示等に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

(2) 本委託契約等に関する協議や各種打ち合わせに要する経費は、受託者の負担とする。

(3) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

- (4) 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (5) この業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容等に疑義が生じた場合には、生駒市及び受託者協議の上、取り決めるものとする。